

4. 公園区域

(1) 基本的考え方

本公園は、特別史跡であり、世界遺産の構成資産の一つでもある平城宮跡の一層の保存・活用を図ることを目的に、一つの公園として都市計画決定を経た後に、国と奈良県を中心とした地元が連携し、整備する公園である。

平城宮跡については、これまで文化庁を中心として、土地が国有化された後、発掘調査・研究、その成果を活かした建物等復元、遺構表示等の保存整備がなされている。

そのため、このような経緯を踏まえ、平城宮跡の国有化された土地の区域を中心に、前掲の導入すべき機能を展開する上で必要な区域として、史跡平城京朱雀大路跡の区域及びその東西区域並びに特別史跡平城宮跡の南東区域を取り込むこととしたうえで、地形・地物の状況を踏まえた公園としての一体性の確保、整備・管理の容易さといった点に留意し、以下の通り公園区域を設定する。

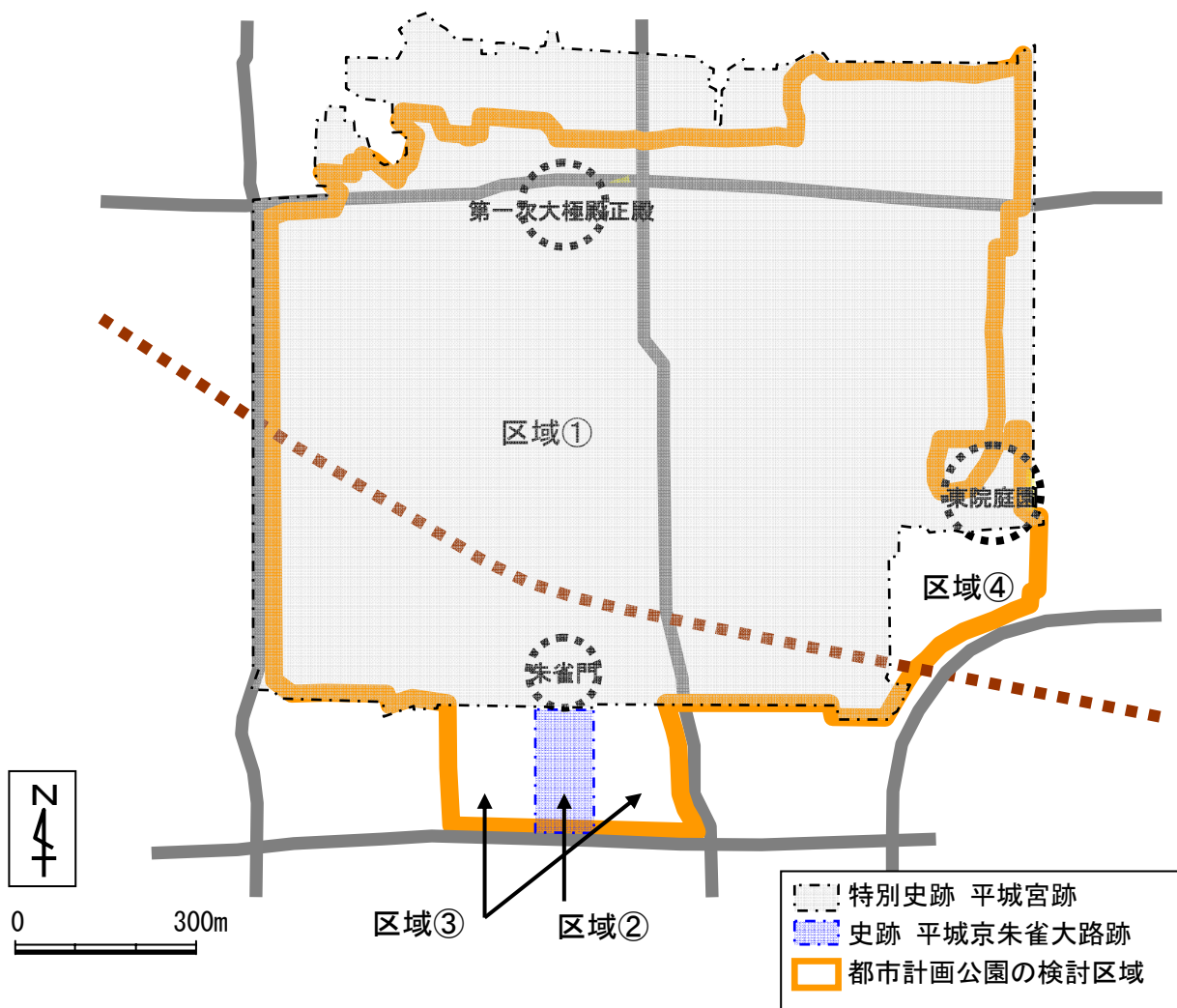


図 12 公園区域概念図

(2) 公園区域の設定

① 特別史跡平城宮跡の国有化された土地の区域

平城宮跡の遺跡が保存されている区域であり、遺跡の発掘調査に伴う地下遺構の公開、その後の調査・研究成果をもとにした建物等復元、遺構表示等やこれらを活用したイベントの実施など遺跡の積極的な活用を通じ、平城宮跡ならではの歴史・文化体感・体験機能を発揮させる区域として取り込む。

② 史跡平城京朱雀大路跡の区域

特別史跡平城宮跡の南側に接続する、朱雀門を経て、往時の平城宮に至るメインストリートであった区域である。これまで奈良市が土地を公有化し、発掘調査・研究の成果にもとづいた施設整備等を行っており、歴史・文化体感・体験機能や歴史・文化交流拠点機能に係る催しやイベントについて、特別史跡の区域と併せ、有効な一体利用を考えることが可能な区域として取り込む。

③ 史跡平城京朱雀大路跡の東西区域

往時の平城宮のメインストリートであった史跡平城京朱雀大路跡の両側にあり、特別史跡平城宮跡と主要地方道奈良生駒線(大宮通り)の双方に面する区域である。特別史跡外の区域であり、また自動車交通によるアクセスも容易であることから、遺構保存、来園者の利便性確保の観点も踏まえ、平城宮跡の玄関口として、歴史・文化体感・体験機能や歴史・文化交流拠点機能、観光ネットワーク拠点機能および利用サービス機能を満たす上で必要な施設を設けるとともに、広がりを持つ朱雀大路と一体的な景観形成を行う区域として取り込む。

④ 特別史跡平城宮跡の南東区域

特別史跡平城宮跡の南東側(復元された東院庭園の南側)にあり、奈良市の中心市街地に至る区域と平城宮跡とを隔てる区域であり、宮跡外ではあるが平城京の「東院南方遺跡」としても知られている区域である。

歴史・文化体感・体験機能に係り宮跡内から外への歴史的な眺望を確保する上で、宮跡周辺の市街地景観への対処を行う区域として取り込む。なお、同区域は、宮跡東南方向からのエントランスとしての活用も考えうる。

以上をもとに、詳細には次ページの図のとおり、公園区域の設定を行う。

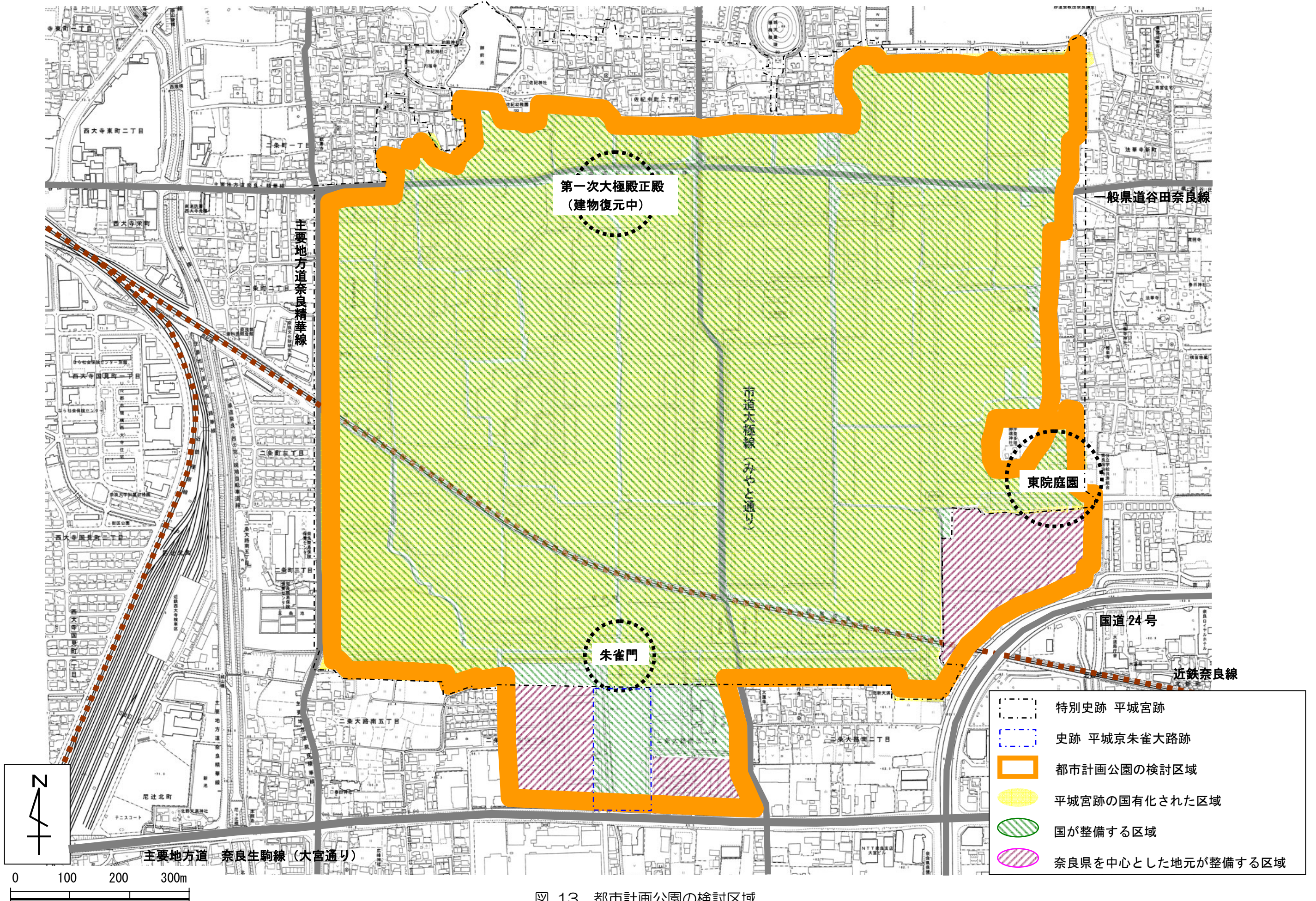


図 13 都市計画公園の検討区域